

第2回取手市自転車活用推進会議

日時 令和3年11月18日(木) 10時～
会場 取手市役所 議会棟大会議室

会議次第

開 会

1. 会長あいさつ

2. 議題

議案第1号 自転車活用推進計画策定スケジュールの見直しについて

議案第2号 自転車市民アンケート調査結果について

議案第3号 自転車活用推進施策目標に基づく実施施策の検討について

3. その他

基調講演「自転車利用者のための地図コンテンツに関する考察」

講師 岡本直久 先生（本推進会議副会長・筑波大学教授）

閉 会

取手市自転車活用推進会議 委員名簿

(敬称略)

No.	会議役職	組織名	委員役職	委員氏名
1	会長	取手市バイコロジー運動推進協議会	会長	小嶋 吉浩
2	副会長	筑波大学	教授	岡本 直久
3		自転車ツーキニスト		疋田 智
4		取手市小中学校PTA連絡協議会	会長	角田 知巳
5		取手市商工会	女性部長	成島 久美子
6		取手警察署	交通課長	土井 孝彦
7		取手市スポーツ協会サイクル部	部長	蛭原 茂夫
8		日本競輪選手会茨城支部	支部長	戸邊 裕将
9		茨城県自転車競技連盟	理事	北見 裕史
10		東日本旅客鉄道(株)	取手駅長	吉田 征行
11		関東鉄道(株)	施設課長	渡辺 敬史
12		取手市議会	議員	染谷 和博
13		国土交通省関東地方整備局利根川上流河川事務所守谷出張所	出張所長	作田 大
14		国土交通省関東地方整備局利根川下流河川事務所取手出張所	出張所長	作左部 敏幸
15		国土交通省関東地方整備局下館河川事務所藤代出張所	調査課長	永井 一郎
16		茨城県スポーツ推進課	課長	海老原 二良
17		茨城県竜ヶ崎工事事務所	道路整備第二課長	吉岡 博之
18		茨城県自転車競技事務所	所長	角田 浩美
19		取手市	副市長	吉田 雅弘

取手市自転車活用推進会議・市内推進会議 事務局

1	事務局長	取手市まちづくり振興部	部長	野口 昇
2		取手市まちづくり振興部 産業振興課	課長	海老原 輝夫
3		取手市まちづくり振興部 産業振興課	課長補佐	数藤 弘人
4		取手市まちづくり振興部 産業振興課	主事	廣瀬 唯
5		取手市まちづくり振興部 産業振興課	主事	森田 博暉

第2回取手市自転車活用推進会議 出席者名簿

(敬称略)

No.	組織名	役職	氏名	備考
1	取手市バイロロジー運動推進協議会	会長	小嶋 吉浩	
2	筑波大学	教授	岡本 直久	
3	自転車ツーキニスト		疋田 智	
4	取手市小中学校PTA連絡協議会	会長	角田 知巳	
5	取手市商工会	女性部長	成島 久美子	
6	取手警察署	交通課長	土井 孝彦	
7	取手市スポーツ協会サイクル部	部長	蛭原 茂夫	
8	日本競輪選手会茨城支部	支部長	戸邊 裕将	
9	茨城県自転車競技連盟	理事	北見 裕史	
10	東日本旅客鉄道(株)	取手駅 助役	渡邊 慎一	※代理出席
11	関東鉄道(株)	施設課長	渡辺 敬史	
12	取手市議会	議員	染谷 和博	
13	国土交通省関東地方整備局利根川上流河川事務所守谷出張所	出張所長	作田 大	
14	国土交通省関東地方整備局利根川下流河川事務所取手出張所	出張所長	作左部 敏幸	
15	国土交通省関東地方整備局下館河川事務所	調査課 専門官	岡部 勉	※代理出席
16	茨城県竜ヶ崎工事事務所	道路整備第二課長	吉岡 博之	
17	茨城県自転車競技事務所	運営課長	倉又 英幸	※代理出席
18	取手市	副市長	吉田 雅弘	

その他出席者(随行等)

1	茨城県竜ヶ崎工事事務所		石和田 大輔	
---	-------------	--	--------	--

取手市自転車活用推進会議・市内推進会議 事務局

1	取手市まちづくり振興部	部長	野口 昇	
2	取手市まちづくり振興部 産業振興課	課長	海老原 輝夫	
3	取手市まちづくり振興部 産業振興課	課長補佐	数藤 弘人	
4	取手市まちづくり振興部 産業振興課	主事	廣瀬 唯	
5	取手市まちづくり振興部 産業振興課	主事	森田 博暉	

第2回取手市自転車活用推進会議 席次表

スクリーン

事務局

取手市 副市長
○
吉田 雅弘 様

茨城県自転車競技事務所
運営課長 ○
倉又 英幸 様

○ 自転車ツーキニスト
疋田 智 様

○ 取手市小中学校PTA連絡協議会
会長
角田 知巳 様

随行者席

茨城県龍ヶ崎工事事務所
道路整備第二課長 ○
吉岡 博之 様

国土交通省関東地方整備局
下館河川事務所 調査課
専門官 ○
岡部 勉 様

○ 取手市商工会
女性部 部長
成島 久美子 様

○ 取手警察署
交通課長
土井 孝彦 様

国土交通省関東地方整備局
利根川下流河川事務所取手出張所
出張所長 ○
作佐部 敏幸 様

国土交通省関東地方整備局
利根川上流河川事務所守谷出張所
出張所長 ○
作田 大 様

○ 取手市スポーツ協会サイクル部
部長
蛸原 茂夫 様

○ 日本競輪選手会茨城支部
支部長
戸邊 裕将 様

取手市議会議員 ○
染谷 和博 様

関東鉄道(株)
施設課長 ○
渡辺 敬史 様

○ 茨城県自転車競技連盟
理事
北見 裕史 様

○ 東日本旅客鉄道(株)
取手駅 助役
渡邊 慎一 様

○ ○

自転車活用推進会議 副会長 筑波大学 教授 岡本 直久 様

自転車活用推進会議 会長 取手市バイロロジー運動推進協議会 会長 小嶋 吉浩 様

取手市自転車活用推進会議設置要綱

令和3年4月23日

取手市告示第98号

(設置)

第1条 自転車活用推進法（平成28年法律第113号）第11条第1項の規定に基づき、取手市自転車活用推進計画（以下「推進計画」という。）の策定に当たっての検討及び推進計画の啓発に資するため、取手市自転車活用推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 推進計画の策定及び変更に係る検討に関すること。
- (2) 推進計画の啓発に関すること。
- (3) その他自転車活用の推進に関し必要な事項

(組織)

第3条 推進会議は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 自転車の活用に関し優れた識見を有する者
- (2) 地域住民のうちから市長が自転車活用の推進に相当と認めるもの
- (3) 自転車に関する団体又は事業者の関係者
- (4) 商工業及び観光業に関する団体又は事業者の関係者
- (5) 交通事業に関する事業者の関係者
- (6) 国土交通省職員
- (7) 茨城県職員
- (8) 茨城県取手警察署の職員
- (9) 市議会議員
- (10) 副市長

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、特定の職にある者として委嘱され、又は任命された委員の任期は、当該職にある期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 推進会議に会長及び副会長を置く。

2 会長は委員の互選によりこれを定め、副会長は委員のうちから会長が指名する。

3 会長は、推進会議を代表し、推進会議の会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 推進会議の会議（以下この条において「会議」という。）は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の者の出席がなければ、開くことができない。

3 会議の議事において議決する必要があるときは、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 第3条第2項第2号から第9号までに掲げる者として委嘱された委員（会長又は副会長である場合を除く。）が、やむを得ない理由により会議に出席できない場合において、当該委員があらかじめ代理者を選任し、かつ、その旨を会長に届け出たときは、会長は、当該代理者を会議に出席させることができる。この場合において、当該出席した代理者の取扱いは、委員と同様とする。

5 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

6 推進会議は、原則として公開する。ただし、出席委員の過半数が必要と認めるときは、当該会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

(庁内推進会議)

第7条 推進会議の検討等に係る庁内の総合調整を図るため、取手市自転車活用庁内推進会議（以下「庁内推進会議」という。）を設置する。

2 庁内推進会議は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

3 委員長はまちづくり振興部長の職にある者を、副委員長は産業振興課長の職にある者を、委員は次の表に掲げる職にある者をもってそれぞれ充てる。

安全安心対策課長	市民協働課長	政策推進課長	健康づくり推進課長	環境対策課長	管理課長	道路建設課長	水とみどりの課長	都市計画課長	学務課長	スポーツ振興課長
----------	--------	--------	-----------	--------	------	--------	----------	--------	------	----------

4 庁内推進会議の会議（以下この項及び次項において「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

5 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

6 前各項に定めるもののほか、庁内推進会議の運営に関し必要な事項は、委員長が庁内推進会議に諮り別に定める。

(協議結果の報告)

第8条 推進会議は、協議が調った事項について、市長に当該協議の結果を報告するものとする。

2 市長は、前項の規定による報告を受けたときは、その結果を尊重し、推進計画の策定その他市の施策への反映に努めるものとする。

(守秘義務)

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職務を退いた後も、また同様とする。

(庶務)

第10条 推進会議及び庁内推進会議の庶務は、まちづくり振興部において処理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が推進会議に諮り別に定める。

付 則

この要綱は、令和3年4月26日から施行する。